

会 議 記 録

会 議 名	第 2 7 回三木市地域公共交通会議
日 時	令和 2 年 1 1 月 5 日 (木) 午後 1 時 4 0 分～午後 2 時 3 0 分
場 所	三木市役所 5 階 大会議室
出 席 委 員	(市民の代表) 6 名 (事業者) 神姫バス株式会社、神姫ゾーンバス株式会社 (関係機関) 神姫バス労働組合、国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県三木警察署、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市都市整備部道路河川課、三木市 (オブザーバー) 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 計 1 5 名
事 務 局	三木市都市整備部交通政策課 (3 名)
内 容	<p>1 開 会</p> <p>2 会長挨拶 事務局から資料の確認。</p> <p>3 議事事項 以後の進行は、会長に一任。</p> <p>【議事事項】 吉川第 1 ～第 4 ルート(よかたんバス)の休止について 資料 1 事務局から、資料に基づき内容説明。</p> <p>【質疑】 (委員) 「渡瀬・イオンモール神戸北ルート」の代替路線について、路線バスの形態による運行となるのか。</p> <p>(事務局) 吉川地域から三田方面に運行している路線バスの一部便について、イオンモール神戸北行きに振り替えることを想定しており、現行と同様、路線バスの形態による運行となる。</p> <p>(委員) 「渡瀬・イオンモール神戸北ルート」の利用状況を教えてほしい。</p> <p>(事務局) 令和元年度については年間利用者数が 9 2 8 人で、1 便当たり利用者数が 2. 1 9 人である。 また、平成 3 0 年度については 1 便当たり利用者数が 2. 5 1 人である。</p>

なお、路線バスの見直し基準である1便当たり利用者数2人を上回っており、吉川地域はイオンモール神戸北への移動ニーズが多い地域であると認識している。

【議決】

(会長)

この案で協議が調ったということで、国に申請してよいか。

(各委員)

異議なし。

4 報告事項

吉川地域におけるデマンド型交通の運行について

事務局から、資料に基づき内容説明。

【質疑】

(委員)

デマンド型交通の主な利用者は高齢者であると考えられ、予約の手間がデメリットとなる。また、幹線エリア内であるものの路線バスの運行便数が少ない地域もあり、デマンド型交通の乗降場所に制限がある以上、交通不便地域として課題が残る。

(事務局)

他市町の事例においても、デマンド型交通の予約が手間であるという利用者の意見があると聞いている。

本市のデマンド型交通においては自宅までの送迎を可能とするなど、利便性の向上を図っており、予約の手間というデメリットを補っている。

また、このたびのデマンド型交通の導入については、よかたんバスの休止により発生する公共交通空白地の移動手段の確保に主眼を置いている。

市としては幹線路線バスの運行も支援しており、バス利用も促進したいと考えている。

このため、幹線エリアの内外でデマンド型交通の乗降場所に制限を設けており、その主旨については御理解いただきたい。

なお、吉川健康福祉センターについては、これまでよかたんバスが起終点としてきた経緯を踏まえ、例外的に幹線エリア内からでも移動できる乗降場所とする。

(委員)

デマンド型交通の効果検証について、どれくらいの頻度で実施するのか。

(事務局)

デマンド型交通の利用状況や地域住民の声などを踏まえ、半年ごとや1年ごとなど、定期的に必要な見直しを実施していきたい。

(会長)

半年ごとの見直しは極端かもしれない。

随時、見直しを行っていくということで御理解いただきたい。

(委員)

何時間前までに予約すればよいか。

また、いつから予約できるのか。

(事務局)

詳細については調整中であるが、他市町の事例でいうと、1時間前には予約を必要とする

事例や、早朝の運行については前日までに予約を必要とする事例がある。
また、予約受付の開始時期について、1週間前から可能とする事例がある。

(会長)

先日に開催された住民説明会（開催期間：令和2年10月15日（木）～令和2年10月23日（金））における主な質疑内容を教えてほしい。

(事務局)

デマンド型交通の運行エリアについて、三田市や北播磨総合医療センターなどの町外に移動できるのかといった質問が寄せられ、運行エリアは町内である旨を回答した。

また、具体的な予約方法など、デマンド型交通の利用方法の詳細についての質問が寄せられ、令和3年2月頃に開催する住民説明会において説明する旨を回答した。

(委員)

事前登録について、どのような内容を登録するのか。

(事務局)

氏名や住所のほか、自宅又は自宅付近の乗降場所を登録する。

また、1枚の申込書で世帯分をまとめて登録できるよう検討している。

(委員)

事前登録した乗降場所からしか利用できないのか。

(事務局)

自宅又は自宅付近については、事前登録しなければ利用できない。

なお、自宅又は自宅付近から所定の乗降場所までの利用のほか、所定の乗降場所の相互間においても利用できる。

(委員)

利用者が希望する場所には自由に移動できないのか。

(事務局)

所定の乗降場所にのみ移動できる。

利用者が希望する場所に直接移動できない場合、希望する場所に最も近い所定の乗降場所に送迎することとなる。

(委員)

デマンド型交通の利便性を高めることは地域住民にとってはよいことかもしれないが、公共交通としては単なる「安いタクシー」となってしまうことに注意が必要である。

所定の乗降場所について、具体的な場所を地域住民に周知するのか。

(事務局)

周知が必要と考えている。

(委員)

デマンド型交通の運行終了時刻がおおむね午後5時となっているが、早すぎるのではないか。

(事務局)

運行時間帯については、現行のよかたんバスとおおむね同じとなるよう設定している。

より遅い時間帯も運行するかどうかについては、利用状況や地域住民の意見だけでなく、

事業費等の検討も必要となる。

(オブザーバー)

よかたんバスの運行休止については、地域住民にしっかりと周知してほしい。

(事務局)

しっかりと周知したい。

(委員)

予約が集中すれば車両3台では不足するが、その場合はどうするのか。

(事務局)

予約が集中する場合、利用者の乗車希望時刻に送迎できない場合もある。

その場合、予約受付の係員が利用者の乗車希望時刻に最も近い時刻を検索し、案内することとなる。

(オブザーバー)

北播磨総合医療センターへの移動ニーズが多い可能性があるため、移動ニーズに配慮した配車の調整が可能となれば、よりよいデマンド型交通となる。

(会長)

全体を通して他に御意見等があれば、御発言をお願いしたい。

(委員)

令和2年10月に入り、自動車同士の衝突事故や道路横断中の高齢者と自動車の接触事故が多発している。

早めのヘッドライトの点灯やカーブ地点の走行時の減速など、安全運転を励行してほしい。

5 閉 会

以 上